

## 第 5 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の  
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を  
次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表 1 中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯			
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	—	年額79,000円

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	年額40,000円	年額79,000円

」

に、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額35,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

を

「

1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額79,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額50,000円	
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号以外の世帯	年額40,000円	
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

1 国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、保育料を減額する限度額を改正すること。また、多子世帯の保護者負担軽減の拡充を図るため、所得によりこれまで減額対象とならなかった第2子及び第3子以降の世帯について、所得制限を撤廃することにより新たに減額の対象とすること。

### (1) 同一世帯に1人又は複数園児が就園している場合

区 分	現 行			改 正 後		
	減額する限度額			減額する限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯				年額79,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
4 前3号以外の世帯	-	-	年額79,000円	-	年額40,000円	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額			相当と認める額		

(2) 同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している場合

区 分	現 行		改 正 後	
	減額する限度額		減額する限度額	
	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児 (第3子以降)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			年額79,000円	
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額35,000円	年額79,000円		年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			年額50,000円	
4 前3号以外の世帯	相当と認める額		年額40,000円	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		相当と認める額	

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用すること。